暴力、暴行の被害者への、国からの補償について

犯罪被害補償事務所 (Kontoret for voldsoffererstatning)

暴力、暴行の被害者への、国からの補償について

目次

04 犯罪被害補償　(voldsoffererstatning)とは何ですか。

05 どのような被害が対象になりますか。

06 補償を受け取るためにすべきことは何ですか。

08 どのような補償が支給されますか。

12 犯罪被害者支援事務所 (Rådgivningskontorene for kriminalitetsutsatte)

15 よくある質問

19 さらに詳しい情報は、どこでもらえますか。

2001年７月１日以降に発生した犯罪行為については、犯罪行為に起因する人的障害に対する国の補償に関する法律、が適用される。（犯罪被害補償法、法律番号　13/2001）

犯罪被害補償法は、2008年、2009年、2011年１月づけで改正された。そのため、どの規律の適用になるかは、犯罪行為を受けた日付によって決定される。1975年から、法律が定められた2001年7月1日以前に発生した犯罪行為については、移行期間に対応する規制と合わせて、犯罪被害者規制、法律19条を参照のこと。

犯罪被害補償事務所

犯罪被害補償とは何ですか。

暴行を受けたり、殴られたり、性的暴行を受けたり、その他の犯罪行為の末、けがをした場合、犯罪被害補償を請求することができます。家族が暴力の的になる場を体験をした子どもも、また、犯罪行為により、被害者が死に至った場合、遺族も、請求することができます。

犯罪被害補償申請の審査は、犯罪被害補償事務所が行います。

このパンフレットでは、この犯罪被害補償について、補償の種類、申請方法、犯罪被害者支援事務所についての説明をします。さらに詳しい情報については、ホームページ voldsoffererstatning.noをご覧ください。

暴行を受けたり、殴られたり、性的暴行を受けたり、その他の犯罪行為の末、けがをした場合、犯罪被害補償を請求することができます。

暴力、暴行の被害者への、国からの補償について

どのような被害が対象になりますか。

犯罪行為によって受けた身体的、精神的な全ての人的障害が補償の対象になります。人的障害とは、人として受けたすべての障害のことで、後になって現れる障害、例えば、脳震盪が原因の長期に渡る障害や、精神的な障害なども含みます。

補償を受け取るには、犯罪行為があったという明確な証拠がなければなりません。また、補償を受けようとする障害が、その犯罪行為に起因することを証明しなければなりません。通常、犯罪被害補償申請の審査は、刑事訴訟の終了後、行われますが、刑事事件として、却下された場合でも、補償が支給される場合があります。

被害者が死に至った場合は、遺族が補償を申請できます。また、家族が暴力の的になる場を体験した子供も、補償を請求することができます。

犯罪行為によって受けた身体的、精神的な全ての人的障害が補償の対象になります。

犯罪被害補償事務所

補償を受け取るためにすべきことは何ですか。

犯罪被害補償の申請を行う前に、まず、警察に届け出てください。届出を行う際に、警察から、刑事事件として補償請求を行う意思があるかという質問を受けます。その際は、明確に答える必要があります。

犯罪被害補償は、犯罪被害補償事務所に申請します。申請は、無料です。申請を行ううえで掛かる費用、例えば、カルテを請求する際の費用等は、基本的には、自己負担です。費用によっては、申請が受理された時点で返還されることもあります。

申請書は、ホームページvoldsoffererstatning.no、警察、犯罪被害者支援事務所で入手することができます。

犯罪被害補償の申請を行う前に、まず、警察に届け出てください。

どのような補償が支給されますか。

犯罪行為の被害を受けた末の、経済的な損失、重障害（永久的な障害に対する補償、ménerstatning）に対して、補償が支給されます。また、被害者が殺された、または、死に至った場合、遺族に救済金や補償が支給されます。この、国からの犯罪被害補償制度は、他の補償制度の補助的なものですので、まず、自身の保険や他の公共機関からの補償を申請し、受理されるかを確認する必要があります。

経済的損失に対する補償

犯罪の被害者となったために掛かった費用や失った収入について、犯罪被害補償から経済援助を受けることができます。詳細は、下記のとおり。

* 医療費、自己負担分、薬代。また、治療のために掛かった交通費。
* 歯を損傷した場合の治療費。治療費の支給を申請する前に、まず、HELFO(Helseøkonomiforvaltningen)　（医療経済管理局）からの控除の対象になるかどうか、またその金額について明確にしておく必要があります。

犯罪の被害者となったために掛かった費用や失った収入について、経済援助を受けることができます。

暴力、暴行の被害者への、国からの補償について

* 犯罪行為の被害を受けた際に身に着けていて、破損した衣類や持ち物。
* 障害により、将来的に失う収入。

失ったものや掛かった費用については、明確に証明する必要があります。それらの補償を申請する際は、各証明文書を提出しなければなりません。費用の見積書、病院や歯医者からの領収書、衣類や持ち物のレシートなどがその証明になります。収入の減少については、雇用者からの声明文、所得税申告や課税のコピーを証明として使うことができます。犯罪被害者支援事務所は、必要であれば、この作業の手助けをしています。

失ったものや費用については、明確に証明する必要があります。

永久的な障害に対する補償 (ménerstatning)

暴力を受けた結果、持続する重大な障害を負った場合、永久的な障害に対する補償を受け取ることができます。その申請をするには、少なくとも15％の医学障害度で、少なくとも10年はその状態が続くと専門家により診断されなければなりません。

受けた傷が、永久的な障害になると、すぐにわからない場合もあります。被害を受けてから少なくとも２年の経過をみて、その上で、永久的な障害に対する補償を申請することもできます。

救済金　(Oppreisning)

救済金とは、痛みや苦しみといった非経済的な性質の苦痛に対して支払われる一時金です。救済金の補償額は、行政、司法の実践例に基づいて決められます。

遺族への補償

犯罪行為により亡くなった人の遺族は、犯罪被害補償を請求することができます。扶養者が亡くなった場合、その人に完全にもしくは部分的に扶養されていた人が対象になります。葬儀費用やその死に関連する費用の経済援助を受け取ることも可能です。救済金は、故人の配偶者、同居人、子供、親、また、場合によっては、兄弟にも支給されることがあります。

救済金とは、痛みや苦しみといった非経済的な性質の苦痛に対して支払われる一時金です。

暴力、暴行の被害者への、国からの補償について

遺族は、収入の減少や、治療費といった経済的な損失への経済援助を請求することも可能です。

犯罪行為により亡くなった人の遺族は、犯罪被害補償を請求することができます。

犯罪被害者支援事務所　(Rådgivningskontorene for kriminalitetsutsatte)について

犯罪被害者支援事務所は、暴力やその他の犯罪行為の被害者となったすべての人のための、全国的な公共サービス事務所です。

この事務所で働くカウンセラーは、長年、犯罪被害補償申請のための援助を提供してきました。被害にあった人たちが、人生を前向きに進んで行けるよう支援をしています。支援事務所では、被害者の権利や他にどのような支援サービスがあるかなどの情報を提供し、補償申請の手助けをします。また、親族やその他の関係者も利用することができます。

支援事務所は、裁判前、中、後の証人のサポートも行います。匿名で、事務所に連絡を取る事もできます。

最寄の事務所については、815　20　077に電話するか、ホームページにアクセスください。警察でも、当事務所の情報を扱っています。

カウンセラーは、犯罪被害補償申請の手助けをします。

暴力、暴行の被害者への、国からの補償について

よくある質問

補償額について教えてください。

2011年かそれ以降に被害にあった場合、被害にあった当時の国民保険の基本額（G）の最大で60倍の補償金が支払われます。基本額は、毎年5月１日に改正されます。一般生活水準を保つために必要であるとされる場合、特例として、増額されることもあります。

2011年以前の被害については、最大補償金額が、下記のとおりになります。

被害年月日 最大補償金額

1975年－1993年 150.000　クローネ

1994年－2001年6月30日 200.000　クローネ

2001年7月1日－2008年 被害当時の20G

2009年－2010年 被害当時の40G

2011年とそれ以降 被害当時の60G

基本額は、毎年5月１日に改正されます。

犯罪被害補償事務所

海外で被害に遭った場合、補償を受け取ることはできますか。

海外で受けた犯罪行為に対して補償を受け取ることができる場合があります。支援事務所は、他国に似たような補償制度があれば、その申請をするための手助けをすることもあります。

手続きについて

すべての手続きは、文書でされなければなりません。刑事事件の判決が出る前に、補償に関する決定がされることは、ふつうありません。たとえ、刑事事件として却下されても、補償を受け取ることは可能です。犯罪被害補償事務所は、事件の証拠について独自の審査をするからです。

不法行為者への情報について

不法行為者は、被害者への補償の件に関しては、当事者ではありません。被害者に支払われた補償金を、不法行為者に返還請求するかどうかは、犯罪被害補償事務所が決定します。その際、不法行為者は、損害賠償の件の当事者であり、補償に関する関係書類を閲覧する権利を持っています。

刑事事件として却下されても、補償を受け取ることは可能です。

暴力、暴行の被害者への、国からの補償について

時効について

基本的には、犯罪行為が発生してから、３年が民事事件としての時効です。しかし、その事件が、刑法のもとで時効とならない限り、時効になったとはいえません。もし、刑事事件として、判決が下っている場合は、民事事件の時効のみの適用となります。

犯罪行為に関与した場合

被害にあった際、自身がその被害を誘発したとされた場合、補償が減額されるか、もしくは、完全に停止されることもあります。

どのような証拠が必要ですか。

犯罪被害補償を受け取るには、犯罪行為があったという、被害者にとって、明らかに優位な証拠が必要です。

被害にあった際、自身がその被害を誘発したとされた場合、補償が減額されるか、もしくは、完全に停止されることもあります。

犯罪被害補償事務所

暴力、暴行の被害者への、国からの補償について

さらに詳しい情報は、どこでもらえますか。

このパンフレットの情報よりもさらに、詳しい情報は、ホームページ、voldsoffererstatning.noでご覧いただくか、サービスオフィスにご連絡ください。

犯罪被害補償の申請の際の手助けが必要とされる方も、ぜひご連絡ください。

ネット voldsoffererstatning.no

E メイル post@voldsoffererstatning.no

電話 78 98 95 00

住所 Kontoret for vold offererstatning

 Postboks 253

 9951 Vardø

さらに詳しい情報や犯罪被害補償申請の手助けが必要ならば、ご連絡ください。

犯罪被害補償事務所

Kontoret for voldsoffererstatning (犯罪被害補償事務所)

Nett:　voldsoffererstatning.no

E-post:　post@ voldsoffererstatning.no

Telefon:　78 98 95 00

Postadresse:

Kontoret for voldsoffererstatning

Postboks 253

9951 Vardø

Rådgivningskontorene for kriminalitetsutsatte (犯罪被害者支援事務所)

国内全域で、犯罪被害者へのアドバイスや指導、また、犯罪被害補償申請の手助けを行う公共サービス機関

Nett:　voldsoffererstatning.no

E-post:　post@ voldsoffererstatning.no

Telefon:　815 20 077

犯罪被害補償事務所